

# 洲本市新庁舎整備等基本計画策定に関する パブリックコメントの実施結果と意見に対する市の考え方

## 1 実施概要及び結果

平成24年7月17日から平成24年8月16日までの間、市のホームページなどで「洲本市新庁舎整備等基本計画(素案)」を公表し、意見の募集を行いました。

お寄せいただいたご意見の概要とこれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

今後とも新庁舎の建設に対し、ご理解とご協力をお願いいたします。

(1)実施期間 平成24年7月17日(火)～平成24年8月16日(木)

(2)閲覧方法 ①市総務課、窓口サービス課での閲覧  
②市ホームページでの閲覧

(3)意見件数 12件 ( 4人)

提出方法

①FAX 2件 ( 1人)

②電子メール 10件 ( 3人)

## (4)基本計画(素案)の項目別の意見件数

目次	項目	意見数
2.3 新庁舎及び周辺地域整備に係る上位計画・関連計画並びに周辺地域等からの提案	(5)商工会議所案抜粋	1件
3.2 新庁舎整備の位置	(1)新庁舎整備の位置	4件
3.3 新庁舎が備えるべき基本的な機能	(1)新庁舎整備の基本方針	2件
3.5 新庁舎の規模	(2)新庁舎における組織体制及び職員数 (5)駐車場台数及び駐輪場台数の算定	1件 1件
4.2 新庁舎周辺地域の公共施設等の整備	(1)各施設間の連携方針	1件
5.2 概算事業費及び事業スケジュール	(2)概算事業費	2件

洲本市新庁舎整備等基本計画(素案)に関する意見概要と市の考え方

番号	意見等	意見に対する市の考え方
1	<p>市は、図面(39頁)の業務ゾーンの中に関係の物件が含まれているのに何の言葉がないのも淋しい限りです。道義的にもそれが許されるものなのか。</p>	<p>今回の基本計画(素案)では、まず第1段階として、I期エリア内で早期整備が必要な新庁舎の整備とこれとあわせて検討している緑地空間、駐車場施設の整備を先行して実施し、続いて適宜II期エリアの整備を検討していくこととしています。</p> <p>ご指摘のII期エリアの「業務ゾーン」につきましては、民間施設も含まれることから、今後関係者、関係団体等との十分な協議を踏まえ整備を図っていきたいと考えています。</p>
2	<p>商工会議所案 委員会とりまとめ これ前任者の時のこと。”これ何”</p> <p>その時の図面と今の図面違うと思うのに、なぜ市の土地の中に会議所が?</p> <p>又会議所内に大ホール、多目的ホールなど。これは他にもある。いりません。</p> <p>なぜ、商工会議所にそんな利便性のある土地を提供するのか。売買か?今の時代に必要ですか。</p> <p>会議所は今の場所で建設を。市民のためにその用地を活用してください。</p>	<p>基本計画(素案)の7頁から13頁までは、市がこれまでに作成した上位計画・関連計画や洲本商工会議所、堀端再生委員会等の周辺地域団体から提案いただいた計画内容を掲載したものです。</p> <p>12頁に掲載の商工会議所案は、洲本商工会議所関係者により洲本市の中心市街地の活性化を図るための案として洲本商工会議所会館の建替えについて記載されたものです。</p>
3	<p>新庁舎の位置について、中心市街地にあり、人口集積も高いことなどをあげられているが、人口分布の中心はむしろ大野・加茂地域に移っており、行政サービスを受ける側から言うと、現在地がふさわしいとはいえないのではないか。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>新庁舎の位置は、人口分布で中心地域である大野・加茂あたりに設置すべきである。</p>	<p>新庁舎整備の位置については、基本計画(素案)の19頁に記載のとおり、1)歴史的な観点、2)中心市街地活性化の観点、3)公共インフラの充実の観点、4)防災拠点・津波避難ビルの観点を踏まえ、現在の市役所周辺の敷地での建て替えが妥当であるとの方針に至っています。</p> <p>人口分布の中心については、基本計画(素案)の4頁に記載のとおり現市役所が位置する都心地域が市全体の人口の3分の1を占めています。また、当地域内には淡路地域で唯一の人口集中(DID)地区が形成されており、人口集積の面からも適地であると考えています。</p>

4	<p>庁舎建て替えを契機とした中心部活性化の方向性の件であるが、そこに庁舎機能があれば中心部にぎわいや活性化が図れるとは一概に言い難い。</p> <p>中心部の商業活動が停滞している要因は、大型店舗の進出や、消費者の消費行動の変化など別の要素が強く、一概に市庁舎があれば、周辺の地域の活性化が図れるとは言えないのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、新庁舎の建て替えのみにより現在の中心市街地部にぎわい復活や活性化を図ることができるとは考えておりません。</p> <p>今回の基本計画(素案)では、まず第1段階として、I期エリア内で早期整備が必要な新庁舎の整備とこれにあわせて周辺地域の活性化に資する機能である緑地空間、駐車場施設の整備を検討し、続いて適宜II期エリアの整備を関係者、関係団体等と十分協議しながらまとめていくべきものと考えています。</p> <p>こうした施設間の連携やこれとあわせたソフト事業の展開等により、中心市街地にぎわい復活につなげていきたいと考えています。</p>
5	<p>素案にも記載されているように、庁舎移転した場合の跡地利用について、商業機能導入などを念頭に議論されているが、もっと別の観点で捉えるべきではないか。</p> <p>市街地緑化の方向や市街地の緑地空間化などの視点から、庁舎跡地の再利用を検討するべきではないか。洲本市街地、特に市庁舎周辺は、住宅が混んでおり、快適な都市空間の中で生活を送るのには、少し問題を感じる。市民が集える空間、新鮮な緑の中で過ごす時間、こうしたコンセプトが、現在人の都市生活には必要ではないだろうか。すなわち、洲本市街地のまちづくりをどうするかで考えなくてはならないのに、「新庁舎でまちにぎわいを」といった相変わらず箱物行政の域を出ていないところに弱点があるといえる。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>現在地に建てる場合も、敷地に占める割合は最小限にとどめ、残りは緑地空間などに転用し、市街地で市民がつどい語らえるスペース、いざというときには、避難できる広場としての機能を兼ね備えたスペースにすべ</p>	<p>基本計画(素案)の40頁に記載のとおり、計画エリア内の公共施設等の整備については、中心市街地活性化施設(商業施設等)の整備のみならず、緑地空間及びオープンスペースの整備を検討することとしています。</p> <p>この緑地空間及びオープンスペースは各種イベント開催や市民のいやしの場として活用を図るとともに、また、災害時には災害対策活動の拠点として使用したいと考えています。</p>

	<p>きである。</p>	
6	<p>防災拠点としての市庁舎の役割は重要である。現在地は、海拔も低く、昨今の地震や津波、またゲリラ豪雨による被害などは、想定を越えたものである。</p> <p>その点で、新庁舎が現在地に建設されるのであれば、防災面を十分に備えた建築物であるべきである。しかしその前に検討の余地があるのは、庁舎跡地を十分な空間構成を持った施設等に再生すれば、災害時に市民が安全に安心して避難できる場所にもなりうるのである。その点でも、庁舎を建てるのではなく、空間としての機能を大切にしたい場所にはできないか。庁舎を建てる場合でも、建物のスペースを最小限にし、空間を十分に確保することが望ましい。</p> <p>素案では、行政機能を集積しすぎるあまりに、駐車場の確保や、市民の避難スペースの確保、商業との関連施設など、たくさんの建物が林立してしまうことになり、逆に、避難場所としての防災機能が薄れてしまう危険性を感じる。</p>	<p>東日本大震災により、地震対策はもちろんのこと、地震後の津波対策の重要性がクローズアップされているところでもあります。</p> <p>新庁舎の建設にあたっては、地震や津波災害後も建物を引き続き安全に使用でき、防災拠点としての機能を確保できるよう免震装置等の導入による整備を検討していくこととしています。</p> <p>また、津波災害時の中心市街地部における津波避難ビルとして周辺地域住民の一時避難場所となる整備を図ることを考えています。</p>
7	<p>市民が気軽に立ち寄り、市政を身近に感じる事が可能な庁舎とは、言うまでもなく、集積された庁舎ではなく、より身近に庁舎があり、より身近に市職員の息づかいが伝わることである。</p> <p>それが市民サービスの向上につながるものだといえる。</p>	<p>現在の市役所の組織は、複数の庁舎（五色庁舎、健康福祉館等）に分散しており、サービスの内容によっては、市民のみなさんに複数の庁舎への移動をお願いせざるを得ない状況にあります。</p> <p>新庁舎の整備にあたっては、この弊害を解消するとともに、ワンストップで行政サービスの提供ができるよう必要な範囲で組織の集約を目指すこととします。</p>
8	<p>どうしても、市庁舎を描くとき、職員の行政上の事務の効率化ばかりが強調されるが、それでいいのだろうか。</p> <p>事務を効率的におこないつつ、市民サービスを低下させないことが庁舎の役割として重要と考える。</p>	<p>なお、既存の各庁舎（五色庁舎、健康福祉館等）で行われているサービスについては、各庁舎の機能特性や地域特性を踏まえ住民サービスの低下につながらないように配慮することとします。</p>
9	<p>35頁の組織体制では、「分散する組織を必要な範囲で集約し」と書かれているが、むしろ私は、分散化大賛成である。住民に寄り添う市政・住民の要望が身近に感じるこ</p>	

	<p>とができる市政とは、一カ所に市役所機能を集積することではなく、必要なものを分散させて、市民との距離を縮めることではないだろうか。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>行政の機能は、市民サービスを基本に考えるべきであり、その点から言えば、分散型が望ましい。</p>	
10	<p>基本数値の中で、将来の人口は減少傾向があることを示している。これは、洲本市だけではなく、地方都市の全国的な傾向でもある。人口減少時代のまちづくりが今は問われているのでは。その点で二つ提案したい。</p> <p>一つは、平成20年度に策定された「洲本市総合基本計画」は、人口減少時代に対応する内容に改める必要がある。特に、7頁に掲載されている土地利用の基本的な方向性、主要施策としてあげられている中心市街地の整備などの部分は、再検討の必要性がある。今回の素案も、この基本計画に沿っている以上問題が残る。</p> <p>二つ目は、新庁舎建て替えにあたり、当然建築費の問題があげられる。「費用対効果を充分検討し、将来的に多額の財政負担にならないように配慮」と銘打っているのなら、建築費が36億及び38億が妥当かどうか疑わしい。</p> <p>合併特例債を活用してといっても借金である。当初の予算額が資材の高騰などで、予定を上回ることも考えられることから、将来に財政負担を負うことなく建設できる方法を検討すべきである。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>建設にあたっては、合併特例債などの活用は最小限にとどめ、次代に財政負担や借金を作らない方法をとるべきである。</p>	<p>平成20年度に策定された洲本市総合基本計画については、人口が減少傾向にあることを踏まえた上で策定したものであります。また、ご指摘の箇所については、現時点では再検討の必要はないと考えています。</p> <p>48頁に記載の概算事業費は、他市の先行事例等を参考にそれぞれ算出しています。</p> <p>現時点で事業費に充てる主な財源としては、合併特例債等としています。合併特例債は、償還金の大半を国が補てんする借入金であり、将来の財政負担を考慮して活用することとしています。</p> <p>なお、具体的な事業費については、次の基本設計の段階において導入予定の機能や設備の費用対効果を十分検討し決定することとしています。</p>
11	<p>駐車場として39頁にて一般公共用の駐車場としての機能を持たす方針を述べられておりますが、想定台数にはその分が含まれ</p>	<p>計画エリア内の駐車場については、40頁に記載のとおり、まず、I期エリアで、来庁者用と公用車用として計画台数分(210台</p>

	<p>ておりません。都市機能の一つとしての駐車場になるよう、駐車台数の増加を図り、周辺施設の利用者への開放(無料 or 有料)を希望いたします。</p> <p>Ⅱ期での整備ではなく、人工地盤案での「2階たまり場」部分を利用する等、Ⅰ期での整備を望みます。(施設計画案は、土地の有効利用の点から参考例2の庁舎1階駐車場＋人工地盤案を望みます。)</p>	<p>程度)を整備することとしています。</p> <p>また、当駐車場については、休日、夜間等には、隣接の商業施設用等として利用できる一般公共用駐車場としての整備を検討することとしています。</p> <p>市としては、このⅠ期エリアで整備する駐車場の利用状況を踏まえ、Ⅱ期エリアでの追加整備について検討したいと考えています。</p>
12	<p>概算事業費及び事業スケジュール耐震安全性、災害への対応、業務の効率性、住民へのワンストップサービスの提供、更には中心市街地の活性化も考えると約40億円の費用は必要なのかもしれない。</p> <p>その際、合併特例債などを活用して、市の負担を出来るだけ少なくすることは当然であるが、他の合併した市町の状況を見ると、社会基盤が既に整備されている上で、最後にお城である庁舎に取り組んでいるようである。</p> <p>参考までに兵庫県下の下水道普及率(H22末)を県のHPで見ると、洲本市の普及率(23.8%)には目を疑いたくなる。淡路の他の2市(淡路市 56.6%、南あわじ市 55.7%)に比べても半分にも満たない。合併浄化槽等を含む生活排水処理率をみても58.3%と県下最下位。県の平均が98.2%であるなかで、この惨めな状況を市民に示した上で、それでもこの庁舎への投資に踏み切るか、判断にすべきではないか？この衛生的で文化的な生活を営むのに不可欠な生活排水処理施設に対する市の方向性・方針を出さないままで、中心部への投資を行うことは市民の理解が得られないのではないだろうか？市長の英断に期待したい。</p>	<p>14頁～17頁に記載のとおり、現在の本庁舎は、建築後49年を経過し、今後発生が予想される地震や津波災害に対し、防災拠点や津波避難ビルとしての役割を果たすことが困難な状況となっているほか、バリアフリー対応になっていないなど市民サービスの面からも利便性が低いものとなっています。</p> <p>特に、近年の異常気象等により各地域で発生している災害の状況を考慮すると、防災拠点や津波避難ビルとしての役割を果たす機能をもった新庁舎建設は喫緊の課題であり、現時点でこれに着手することは市として必要であると考えます。</p> <p>なお、ご指摘の公共下水道事業については、雨水事業と污水事業があり、平成16年の台風災害後、雨水事業に重点を置き進めてきておりますが、污水事業についても整備する区域の見直しなど効率的な下水道整備計画を作成し、取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、生活排水処理については、公共下水道事業(污水事業)の推進と併せて、合併処理浄化槽の設置のための補助制度のPRなどを通じ、その普及に努めるなど生活排水処理率の向上を図りたいと考えています。</p>